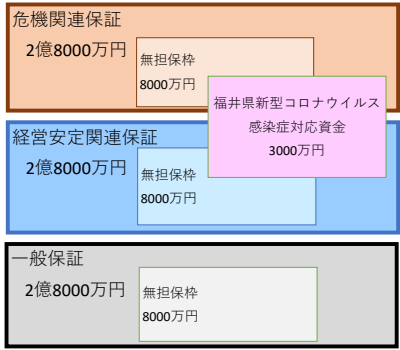


セーフティネットおよび危機関連保証制度の整理表（新型コロナウイルス関係）



国の認定	セーフティネット4号	セーフティネット5号	危機関連保証
基準	地域指定（47都道府県）	全国的な不況業種指定	全国的な信用収縮
業種	全業種	指定業種のみ(R2.5.1～全業種)	全業種
要件	・最近1か月間の売上高等が前年同月に比して <b>20%以上減少</b> かつ ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <b>20%以上減少</b> することが見込まれること	・最近3か月間の売上高等が前年同期比で <b>5%以上減少</b>	・最近1か月間の売上高等が前年同月に比して <b>15%以上減少</b> かつ ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して <b>15%以上減少</b> することが見込まれること
責任共有	対象外（100%保証）	対象（80%保証）	対象外（100%保証）
メリット	全業種対象、100%保証	5%減少で認定、借換容易	全業種対象、100%保証
注意	80%保証の借換不可	指定業種のみ(R2.5.1～全業種)	80%保証の借換不可
	上段：保証料率	上段：保証料率	上段：保証料率
	下段：融資利率	下段：融資利率	下段：融資利率

保証制度	県制度要件	保証金額	期間 (据置)	借換できる制度	保証料率	融資利率
県 新型コロナウイルス 感染症対応資金	・4号認定 ・5号認定 ・危機関連保証 の認定 のいずれか	3,000万円	10年 (5年)	原則として全制度対象（※）  但し、本制度に限り、次の①または② の保証を責任共有制度の対象外(100% 保証)となる保証で借換えることができ る。 ①令和2年1月29日から4月30 日までに貸付実行された責任共有 制度の対象となる保証 ②責任共有制度の対象となる本制度 の保証	0.85% (経営者保証免除対応を適用する 場合は1.05%)  ※保証料全額補給	0.85% (経営者保証免除対応を適用する 場合は1.05%)  ※認定書に記載された売上高等の 減少率が15%以上のもの、および 個人事業主かつ小規模企業者であ るものについては保証料全額補 給、それ以外は1/2補給
				0.90%	0.90%	
				0.85% (経営者保証免除対応を適用する 場合は1.05%)	0.85% (経営者保証免除対応を適用する 場合は1.05%)	
県 経営安定資金 新型コロナウイルス対策分	・4号認定	8,000万円	10年 (2年)	本制度に限る	0.70% ※保証料全額補給	0.90%
県 経営安定資金 危機関連保証支援分	・危機関連保証 の認定			0.80% ※保証料1/3補給	0.90%	
県 経営安定資金 セーフティネット保証支援分	・5号認定			0.60% ※保証料1/3補給	1.00%	
協会 経営安定関連保証	—	2億8,000万円 (うち無担保 8,000万円)	7年 (1年)	原則として全制度対象（※）	0.80%	0.68%
協会 借換保証					金融機関所定	金融機関所定
協会 危機関連保証					0.80%	0.68%
			10年 (2年)		金融機関所定	金融機関所定

(※) 4号・危機関連保証は100%保証のため、借換元が80%保証のものは借換できない。